

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て支援に0.51兆円（5,189億円）を確保
～平成27年度予算案が閣議決定される～…………… 1
- ・「保育士確保プラン」公表される…………… 5
- ・平成26年度「保育所リーダー トップセミナー」参加申込 受付中…………… 6

◆子ども・子育て支援に0.51兆円（5,189億円）を確保 ～平成27年度予算案が閣議決定される～◆

平成27年1月14日、政府は平成27年度予算案を閣議決定しました。

消費税率引上げによる増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けられ、平成27年度の増収額8兆円程度のうち、1.35兆円程度が「社会保障の充実（子ども・子育て支援の充実、医療・介護の充実、年金制度の改善）」に充てられます。そのうち、子ども・子育て支援の充実に0.51兆円（5,189億円）が確保されました。

〇0.7兆円の範囲で実施する「質の改善」の項目は全て実施

これまで子ども・子育て会議では、新制度に向けた「量的拡充」と「質の改善」について、平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の事項が示されてきましたが、今般の0.51兆円（5,189億円）の確保により、0.7兆円の範囲で実施する「質の改善」の項目は、全て実施されることとなりました。

これは、市町村計画集計による量の見込み*1が、平成27年度は8.2万人分であり、すべての「質の改善」項目を実施しても、その算定根拠となる利用者数及び従事者数が平成29年度時点に比べて少なくなることから、0.51兆円（5,189億円）で充足するものです。

*1子ども・子育て会議（第20回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第24回）合同会議（平成26年11月28日）：資料1市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況について 参照

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_20/index.html

○認定こども園の各種加算事項は、平成26年5月24日に示された当初内容を踏襲し、

- ・全保協が要望してきた少数の1号定員を設定する場合の同一の加算要件が実現
- ・施設長人件費、チーム保育加配加算は、現行の幼保連携型認定こども園、大規模園の実態を踏まえて見直し

平成26年5月24日の公定価格の仮単価提示を受けて、少数の1号定員を設定する場合の加算要件等「早急に検討すべき課題」が位置づけられ、予算編成過程で検討するとされてきました。

この検討に対し全国保育協議会は、本紙No.14-16（平成26年12月17日）、No.14-17（平成27年1月8日）でも既報のとおり、平成27年度予算編成を目前に、保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）として、子ども・子育て会議への提出をはじめ、関係各所への要望活動を行ってきました*2。今般示された対応方針では、要望してきた内容が反映され、少数の1号定員を設定する場合でも同一の加算要件が実現しました。

*2 平成27年度子ども・子育て支援新制度予算及び税制要望について【抜粋】

（平成26年12月26日、社会福祉推進議連に提出）

～中略～

5 認定こども園に係る対応について

10月24日に開催された子ども・子育て会議において、少人数の1号定員を設定する認定こども園について、「1号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されました。新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の施設基準のうち、高い基準を採用することを基本しており、地方公共団体及び事業関係者においては来年4月からの施行に向けて準備が進められているところであります。

このような中で、仮単価が後退するような見直しは、認定こども園が目指す方向に反するとともに、施行に向けて準備を進めている関係者に大きな混乱を来すこととなるので行うべきではないと考えます。

それぞれの検討課題について、示された対応方針の詳細は次のとおりです。

①現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

⇒現に施設長である者が退職等した時点まで（ただし、5年を限度とする）経過措置を設けることとする。（新制度移行後、単一の施設・一つの認可となっても現行の園長2人分が給付される〔うち1名分が今回の経過措置〕）

②認定こども園が少数の1号定員を設定する場合の対応について

⇒加算要件については、仮単価で示されたとおり。

特に議論となっていた加算項目と、示されている加算要件は以下のとおりです。

1号認定	1人～9人	10人～15人	16人～
副園長・教頭設置	○	○	○
学級編制調整加配	○	○	○
チーム保育加配	○	○	○

副園長・教頭設置加算：…副園長又は教頭を配置する場合に加算。

※副園長・教頭が学級担任をしているか否かにかかわらず、加算。

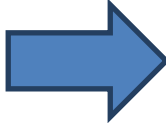
※公定価格における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で別途副園長を配置する場合は、特段免許保有者の条件は課されていない。

学級編成調整加配加算：…1号及び2号の定員の合計が36人以上の場合に保育教諭を1人加配。

チーム保育加配加算：…1号と2号（3歳以上児）の合計の定員規模に応じて、保育教諭を加配。

③大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

大規模園を中心として、「配置基準+チーム保育加配」でカバーできる教員数と、私学助成対象の実教員数の乖離が大きく、減収となる園が多数生ずるおそれから、⇒平均的規模を上回る園について、現行私学助成との乖離が大きくなるように、算定上限を引き上げ

仮単価での算定上限数			算定上限数（見直し案）	
利用定員※	算定上限数		利用定員※	算定上限数
～45人	1人	～45人	1人	
46人～150人	2人	46人～150人	2人	
151人～270人	3人	151人～240人	3人	
271人～	4人	241人～270人	3.5人	
		271人～300人	4人	
		301人～450人	5人	
		451人～	6人	

※利用定員は3歳以上の合計

④小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善について

約200万円（うち人件費約180万円）⇒約300万円（うち人件費約250万円）に見直し

※参考：公定価格算定上の職員1人当たりの人件費等（人件費、社会保険料事業主負担金等）

保育士 約450万円（うち人件費約360万円）

⑤事業所内保育事業に対する減価償却費加算の取扱いについて

⇒事業所内保育事業も加算対象とする

○社会的養護の充実に283億円

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る、として、283億円が確保されました。

○幼児教育費用の無償化は段階的实施

なお、幼児教育費用の無償化は、段階的实施として、幼稚園就園奨励費のみ、かつ、市町村民税非課税世帯のみ負担軽減対象となりました。

【平成27年度予算案（消費税増収分による充実部分のみ抜粋）】

子ども・子育て支援の充実

（子ども・子育て支援新制度の実施）：4,844億円

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援）

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

（社会的養護の充実））：283億円

○ 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

（育児休業中の経済的支援の強化）：62億円

○ 男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成26年3月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6月間について、50%→67%）を平成26年度に引き続き実施する。

【平成27年度内閣府予算案の主要施策（子ども・子育て関係）】

（子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組）【7,175億円】

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・ 市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援
- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(地域少子化対策強化交付金) 【26年度補正予算 30億円】

・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

【平成27年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)】

(待機児童解消等の推進など保育の充実) 【890億円】

- 待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(「待機児童解消加速化プラン」の推進(保育所等の緊急整備)) 【26年度補正予算120億円】

・「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

◆「保育士確保プラン」公表される◆

平成27年1月14日、厚生労働省は「保育士確保プラン」を策定しました。

これは、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を進めるためのものです。

【主なポイント】

○保育士に対する処遇改善の実施

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ3%を加算

○平成26年度の公務員給与改善に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額※1		人件費(年額)※2	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保育士	(福) 1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 (+2.0%)

※1 本給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定

○保育士試験の年2回実施の推進（「地域限定保育士」）

<現状>保育士試験は、毎年1回、都道府県が実施

↓

都道府県が行う年間2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与する。

※なお、当該3年程度経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能。

◆平成26年度「保育所リーダー トップセミナー」 参加申込 受付中(2月9~10日、於:東京ビッグサイト)◆

本紙No.14-14でもお知らせしたとおり、平成27年2月9~10日の2日間、『保育所リーダー トップセミナー』を東京ビッグサイトにおいて開催します。本研修は『保育所長の研修体系』（平成21年度/全保協）にもとづき、平成22~24年度の3年間「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきた内容をふまえ、子ども・子育て支援新制度も見据えながら、保育所リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に『保育所リーダー トップセミナー』と研修名・内容を改編して、開催するものです。

お申込みは、開催要項を全保協ホームページからダウンロードの上、名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店へFAX（03-3595-1119）にてお送りください。その他、セミナーの内容に関するお問い合わせは、全保協事務局（TEL 03-3581-6503）までお願い申し上げます

開催要項はこちらのリンク先から取得できます（全保協ホームページ）

⇒<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/leader26/leader26.pdf>

全国保育協議会 平成26年度 保育所リーダー トップセミナー

【本研修会の特色】

- ◎ 保育現場を率いる、リーダーとしてのさらなる研鑽
- ◎ 子ども・子育て支援新制度を理解し、今後求められる役割の理解
- ◎ リーダーとして、次代を担う人材の育成
(職員が継続的に成長・発展できる職場環境醸成の手法を理解)

- ◆日 程 平成27年2月9日（月）～10日（火）
- ◆会 場 東京ビッグサイト「レセプションホール」
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL. 03-5530-1111
- ◆定 員 400名
- ◆締 切 平成27年1月19日（月）
(定員に達し次第、締切とさせていただきます場合があります)

- ◆参加費 会員 14,000 円、会員でない方 19,000 円
(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)
- ◆対象者 所長・園長、または準ずる方
(主任保育士等、現場リーダー層を含む)
- ◆主 催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
(実施主体：全国保育協議会)

◆プログラム

【第1日目・2月9日(月)】

13:00 ~ 14:00 行政説明「子ども・子育て支援新制度等について」(仮題)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行を目前に、いま押さえておくべき内容について、その概要を説明いただきます。

14:15 ~ 15:15 基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」
全国保育協議会 会長 万田 康
これまで、全国保育協議会では、子ども・子育て会議等に対して各種意見・要望を行ってきました。
子ども・子育て支援新制度で実現した要望、今後も引き続き全保協として意見表明していく内容等について報告します。また、昨今の社会福祉法人の在り方等に関する議論を踏まえ、保育所を有する社会福祉法人に求められるありようについて考える機会とします。

15:30 ~ 17:00 講義Ⅰ「社会福祉法人の在り方について 報告書をふまえ、社会福祉法人(保育所)に求められる役割」
大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏
平成26年5月、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」が発出され、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました。また、社会保障審議会福祉部会において議論が進み、「地域における公益的な活動」の一層の推進への要請等、社会福祉法人を取り巻く情勢が大きく変化するなか、求められる対応について理解をすすめます。

【第2日目・2月10日(火)】

9:00 ~ 10:30 講義Ⅱ「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について」
淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏
子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が提供されることとなります。教育・保育要領の意図する、学校教育としての幼児教育を理解するとともに、保育における教育との「ギャップ」について考えます。

- 10 : 45 ~ 12 : 15 講義Ⅲ「組織リーダーに求められる人材育成・マネジメント」
株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏
保育所に求められる機能が高度化・多様化するなか、現場を担う職員の継続的な成長・発展による質の高い保育の実現が、保育現場を担うリーダーに求められています。職員が定着し、また相互に支え合い成長を促す職場環境を醸成するための手法を、実際の事例等から考えます。
- 13 : 15 ~ 14 : 45 講義Ⅳ「これからの地域子ども・子育て支援」
東京都市大学 教授 小川 清美 氏
子ども・子育て支援新制度では、13の「地域子ども・子育て支援事業」が位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って各地域で実施されます。また、幼保連携型認定こども園には子育て支援の取り組みが義務づけられました。従来から実施されるものに加え、新規に利用者支援事業が位置づけられる等、新制度で期待されている地域子ども・子育て支援の役割について理解します。